
平成24年第3回大和町議会定例会会議録

平成24年6月11日(月曜日)

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	高 橋 久 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	都市建設課長	千 葉 恵 右 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
総 務 まちづくり 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	森 茂 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	総 務 まちづくり課 まちづくり 対 策 官	石 垣 敏 行 君
町 民 課 長	高 橋 正 治 君	総 務 まちづくり課 危 機 対 策 官	瀬 戸 正 志 君
環境生活課長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	千 坂 俊 範		

【議事日程】

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 4 2 号 大和町東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例」
- 日程第 3 「議案第 4 3 号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」
- 日程第 4 「議案第 4 4 号 大和町課設置条例」
- 日程第 5 「議案第 4 5 号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 4 6 号 大和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 4 7 号 平成 2 4 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 8 「議案第 4 8 号 平成 2 4 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 4 9 号 平成 2 4 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第 1 0 「議案第 5 0 号 平成 2 4 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 1 1 「議案第 5 1 号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」
- 日程第 1 2 「諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」
- 日程第 1 3 「委発第 1 号 基地対策予算の増額等を求める意見書」
- 日程第 1 4 「委発第 2 号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書」
- 日程第 1 5 「所管事務調査の申し出について」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午後 1 時 2 9 分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7 番槻田雅之君及び 8 番藤巻博史君を指名します。

日程第 2 「議案第 4 2 号 大和町東日本大震災による被災者に対する国民健康保険 税の減免に関する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 2、議案第42号 大和町東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第43号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第43号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第44号 大和町課設置条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第4、議案第44号 大和町課設置条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ありませんか。13番高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

確認の意味でお伺いをします。

今回は子育て支援課を含めて新しい課が設置をされたわけですが、先日の説明においても、詳細については詳しいところではまだ今後詰めていくんだらうというふうには思いますが、大枠の中で、例えば今教育総務課等で管理しております児童館あるいは保育所関係、そういったもので子供たちの環境整備というか、子供たちの政策に関連する事業等とこの子育て支援課の関係性について説明をいただきたいと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

この前の5月15日の全員協議会でお話ししたところでございますが、教育総務課に関する関係等でございますが、現在、教育総務課のほうで児童館のほうは担当でやっておりますが、今回子育て支援課のほうの子育て班のほうに、保育所、あと児童館、あと私立幼稚園の関係の就園補助費ですか、そういうものも今回子育て支援課のほうの子育て支援班のほうにはまとめてそちらで担当するという形でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

13番高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

そうしますと、国のこれまでの厚生労働省等あるいは所管する省庁がまたがった場合でも基本的には子育て支援課のほうで対応するという考え方でよろしいんですね。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

今後出てきた場合という形でございますか。ここでちょっと私も明言できないところございますが、現在もこの保育所関係、児童館関係、一緒にしておりますので、今後その形で進めていくのかな。すみません、ちょっと明言できないところございますが、そういう形で持っていくことになろうかと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第45号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、議案第45号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第46号 大和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第46号 大和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番中川久男君。

15番 (中川久男君)

46号、大和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例、これの46号関係の新旧対照表、第3条、総合福祉センターにおいては、次の業務を行うを新のほうでは削除と。そうした場合、この1条、2条の分はここについてないんですけども、今後健康相談並びに健康教室に関することからその他の総合センターの設置目的を達成するために必要な業務に関することまでが削除なんですかを確認します。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長（伊藤眞也君）

今回の保健福祉総合センター条例の一部改正でございますが、この保健福祉総合センターの管理関係の条例ということで、内容的な業務を行うのは今回保健福祉課なり、あとは子育て支援課なりでこの中に書いている健康相談等の事務を行うということで、そちらのほうの事務に包含させるといいですか、入れるという形でございます。

ここの保健福祉総合センターのほうの業務からは、ここは削除させていただくと。その事務は保健福祉課なり子育て支援課のほうの事務のほうに包含、一緒にさせるといような形で、今回はこちらから削除するというものでございます。

議長（大須賀 啓君）

中川久男君。

15番（中川久男君）

そうすると、この業務内容を今度の支援課なり福祉課なりにこの3条例を移行するという今の説明だと思んですけども、その総合福祉センター建物のその組織のものの条例は何も変わってないんですか。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長（伊藤眞也君）

保健福祉総合センター条例の中身は設置及び管理に関するといふものの条例にまとめたといひますが、そういう形で、業務を行うのはあくまでも担当課の職員のほうがそこを利用して、保健福祉総合センターを利用して行うといふことでございますので、今までもやっている形でございますが、そちらのほうの業務に包含させるといいですか、そちらのほうに入れたといふことで、今回こちらからは、あくまでもこれは保健福祉総合センターの設置と管理の条例にしたといひますが、本来はその条例でやるべきことだったんですが、業務については今までも保健

福祉課なりがその施設を使ってやっていたということでございますので、業務自体については今までと同じでございますが、ここの条例を今回の組織の見直しに合わせまして見直しましたところちょっとダブリがあるような形でございますので、こちらの保健福祉総合センター条例からはその部分を削除するという形にしたところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

やはりそうすると、我々20年やってきて、この条例そのものの施設管理なりを我々も勉強してきたわけですけれども、今回7人の新人さんがいるということなれば、やはりその辺の総括的なものも今後お示し、早急にできるんでしょうね。その辺を確認して終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

そのような形にしたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第47号 平成24年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第7、議案第47号 平成24年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。17番堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

それでは、2点、お尋ねいたします。

まず、1点目は、事項別明細書の6ページの職員手当等でございます。

この職員の時間外勤務手当につきましては、5月の3日、4日の水害時による時間外勤務手当ということご説明いただきました。それで、この水害のときには消防団の皆さん、そして職員の皆さんにも本当に大変ご苦労さまだったと思っております。それで、この時間外勤務手当、一番多い方で何時間だったんでしょうか。そして、平均は何時間だったんでしょうか。お尋ねいたします。

それから、10ページの災害復旧費、これは関連で質問させていただきます。

復旧で福島原発でセシウムが大分騒がれているわけなんですけれども、この大和町でも結構セシウムの風評被害がありまして、被害をこうむっているところが多くあるようでございます。その辺の情報はどの程度とらえているのか、お尋ねいたします。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長（伊藤眞也君）

では、最初のご質問でございますが、時間外勤務手当、一番多い方の時間外数ということですね。12時間でございます。5月3日から4日にかけての2日間で12時間ということですね。平均的な時間数ということでございますが、平均では8.6時間ということでございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長（高橋正春君）

セシウムに関する風評被害ということですが、ちょっと直接的にはまだ聞いてない段階でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

まず、時間外勤務手当のほうなんですけれども、今回の5月3日、4日の水害時点で時間外手当として補正が167万とられたわけなんですけれども、これはこれからこういう地球環境の中で自然災害というのはたくさん出てくると思われます。そんな中で、やはり時間外勤務手当を全部金額というか時間外のあれに充てるのではなくて、代休、代替に振り当てるということは検討されていないのでしょうか。これからいろんな災害出てきたときに、それを全部時間外勤務手当となるとすごい金額になってくるのではないかと思いますし、やはり職員の皆さんも時間外の手当ばかりでなくて代休というのも多分必要になってくると思いますので、この時間外勤務手当と代休の関係をどのように整理されているのか、お尋ねいたします。

それから、セシウム、風評被害なんですけれども、シイタケの原木シイタケでセシウムが出たということで大分キノコのほうには皆さんが神経質になっておられます。それで、原木シイタケはセシウムが基準値を

超えたということで、ある程度東電からの補償、セシウムが基準値以上になれば補償の対象になるんでしょうけれども、この辺の大和町のシイタケだのですとハウスの中でつくっているものですから全然セシウムは出てないんです。なんですけれども、やはり原木シイタケにセシウムが出たということで、大和町でつくっているシイタケ、それからナメコ、それからマイタケ、それらが全部一くりにされて販売が大分落ちていきます。そういう風評被害が出てるんですけれども、こういうのは町、そして商工会、それから公社、公社のを見ましても結構地場産品の販売手数料というのも取ってますし、それから野菜等々も手数料として収益が上がってますので、やはりこれは商工会と町と、それから公社も一体となってこの風評被害の対策をとらなければならないと思うんですけれども、その件について伺います。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長（伊藤眞也君）

時間外の関係で代休というお話でございます。代休につきましては、現在も土日とかの行事関係につきましてはほとんど代休扱いでございます。その際、半日とか一日ということで、4時間、あと8時間という枠でとらえております。今回につきましては日にちもちょっと3日の夜から次の日の朝までということで、その辺もございしますが、今回は災害対策本部を設置しまして、そこでの応急修理、避難所運営等ということで、今回は時間外手当ということでさせていただいたところでございます。通常の行事等につきましてはほとんど代休を利用する形で現在やっております。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長（高橋 久君）

放射能の農畜産物への被害ということでございまして、原木シイタケ、いわゆるハウスものでないもの、これに対する放射性セシウムの検出がされまして、100ベクレルを超えるという、検体が3検体のうち2検体がオーバーしたということで、これは県からの措置で出荷停止になりました。この出荷停止されたものについては、東京電力、東電からの補償対象になってこれは補償されると。

これに関連して、そういったハウスものもだめなのではないかというような被害もあるかというふうに思っております。この風評被害がどれくらいあったかというのは、客観的に対前年比なり、あるいは何かで証明をして、これだけの被害があったというような場合は、これも補償対象になるということではありますが、補償がされればいいという問題ではないということなので、この風評被害については県のホームページ等でも基準値を超えたもの、超えないものについては公表しております。その都度サンプル調査をしたものについてはすべて公表して検出されたかされないか、これを明らかにしていくということがとられているところでありまして、本町におきましてもそういったものがあれば、そういうなかったものということにとらえておりまして、実際にその風評被害があった場合については、農協の組合さんのほうでの管轄になる方については農協で取りまとめをする。それ以外の方については県のほうで取りまとめをする。こういった今体制で取り組んでいるところでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

それで、そうしますと、時間外勤務手当というのは、町の行事とかそういうイベントのときには代休はやっているけれども自然災害のときは代休は該当しないということなんですか。それとも、これから自然災害あったときも何時間以上は代休で処理するというか、代休を与えてその時間外勤務手当をカバーするというふうになるのでしょうか。

それから、もう一つ、今度風評被害なんですけれども、セシウムがありませんよとは言っている、消費者の人たちはそれが全部もうキノコ類というので敬遠してしまうんです。ですから、よく商工会、町一体となったイベントなんかもあるんですけれども、そのイベントに持っていてもキノコ類は売れないという、残ってくるということなんです。そして、結局イベントに行って場所代、テント代が何万と取られるわけなんですけれども、そのテント代、場所代を納める収益も上がらないというお話でありますので、ぜひ本当にこれに対しては安全ですよというように何かを一体となって取り組まなければならないと思うんです。そして、消費者の皆さんにこれは大丈夫なんですよというのを強くアピールして、そして風評被害で困らないような対策をぜひこれはとっていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、残業手当の代休の件ですが、本来働く人の権利としましては、残業手当というのは当然のことながら、した分の権利といいますか、そういったものがあるというふうに思っております。しかしながら、今そういった、これまでもそうなんですけれども、すべて残業手当に変換するというのではなくて、代休をとってもらなりそういった形での工夫をしてやってきたのが現状でございます。これは決してイベントだけではなくて、イベントごとにもそうですし、例えばこの間の3月11日の震災の際の残業といいますか、あのときにつきましても職員の皆さんの協力をいただいて残業手当にする部分、また代休といいますか、そうやって交換してもら部分という形で、そういった形での仕事の差しさわりのないような形での代休制度といいますか、そういったことは取り組んでおりまして、今後ともイベントとかなんとかということに限らず、そういった時間外が発生した場合には協力いただく部分については代休で、また払える分といいますか、払う分は金銭でと、両方併用で職員の協力をいただいていた中で進めてまいりたいというふうに考えておりま

す。

それから、風評被害でございますけれども、お話しのとおり、今回、原木シイタケがそういったレベルを超えたということで新聞報道がございました。今、課長が話したとおり、基本的には農協さんを通じて販売してる方につきましては農協を通じての補償といたしますか、そういったものを東京電力に求める形になっております。それ以外につきましては県でまとめてということで、農協さんに通さないでやってる方もおいでですので、その場合にはどのくらい売ってるかとか非常に難しいところも、課題はあるようでございますが、それが原則でございます。

そういった中で、大和町で、例えばイベントごとがあったときにそういった販売とかそういったものについて影響があるというお話でございます。これまでまだまだ、花まつりぐらいしかイベントやってませんのでどれほど影響あるかというか、そういったことについては定かな数字はちょっと確認しておりませんが、そういったことも考えられないことはないというふうに思います。やり方について、安全であるということのPRといたしますか、それはその生産者はもちろんでございますし、町でイベントする場合には、例えば試食をしてみるとか、みんなで食べてみるとか、安全性というもののPRということだと思っておりますので、こういった形がベストなのかという方法はいろいろあるというふうに思いますけれども、主催する団体等とも一緒に協力しながら、そういった安全性というのはPRをしていきたいと。安全性というか、本来大丈夫ですということの、変な話なんですけれども、だめでないですよというPRといたしますか、そういうことになると思いますけれども、そういったことはやっていかなければいけないというふうに思っています。

あと、例えば今、11日から地元の産物といたしますか、食するものについて午後から機械ではかるというような体制もっておりますので、そういった中で口コミでいろいろ安心感とかそういったものが広がっていくということもあろうかというふうに思っております。そういったものも期待はしておりますけれども、イベント等におけるPR方法というのはどういう方法があるのか、いろいろ研究しながら安全性を皆さんに伝えていくというような工夫をしてみたいと思います。以上です。

(「終わります」の声あり)

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。14番馬場久雄君。

14番 (馬場久雄君)

2点ほど質問させていただきます。

6ページの企画費と諸費で、区の集会施設復旧費、また財産区から出てる4件の修繕費、改修費ですか、ありますが、この落合に集中してるわけなんですけれども、これは全体としてというか、おのおのの工事費の総枠といいますか、予定の工事費はおのおの幾らぐらいの工事費に対する補助金なのかちょっと教えていただきたいと思います。

それから、もう1件なんですけど、収入のほうの諸収入、雑入で文化振興協会の精算金19万6,000円、雑入として入っております。資料として文化振興協会の決算書を見てるんですが、概して繰越金が意外と前年度と比べれば少ない。中身的には事業費が当初の予算額よりも120万ぐらい多いというふうなことのしわ寄せが来てるんだろうと思いますが、前年度繰越金で236万あったわけなんですけど、今回は翌年度に繰り越す金額が19万6,000円ということで、今後こういった事業費が前年並みに大きくかかってくるとなると振興協会としても大変なのではないかなと思いますので、その辺特別に事業費が今回はかかったものなのかどうか。また、今回特別ですよということであれば繰り越しとして残る可能性もあるわけなんですけど、その辺もうちょっとご説明いただければというふうに思います。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

総務費、諸費の落合地区の集会施設に対する補助金の内訳につきましてお話をさせていただきたいと思います。

この補助金につきましては、財産区からの繰入金というふうな形で一般会計の諸費を通じまして各地区に助成いたしているものでございます。それで、この補助金につきましては、従来100万円以内の3分の1というふうな形で助成基準があったものでございまして、ただし今回震災があったことによりまして、さらにこれに10%上乘せしまして助成するというような形のものでございます。

三ヶ内につきましては、総事業費で95万2,000円というような形のものでございます。

それから、舞野につきましては、これは地震でもって、事業費につきましては225万7,000円ほどの事業費でございましたけれども、このうち100万円につきましては対象といたしまして、この3分の1、それから10%かさ上げというような形になったものでございます。

松坂につきましては、大風によりまして屋根が吹き飛ばされたものの一般財源に対しましての助成というような形でございまして、総事業費が85万7,000円。これに町からの助成が42万円ございましたので、この残り分に対する3分の1と、それから10%上乘せというような形で18万となったものでございます。

上桧和田地区につきましては、事業費24万2,000円に対しましての3分の1、それから10%のかさ上げとなったものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長 森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）

ただいまの質問にお答えします。

今回19万ということで繰り越しということでございますが、前年度に比べて少ないというふうなご質問でございます。22年度におきましてはミュージカル等の補助金もございまして約650万ほど多い補助金をいただいております。1,850万ぐらいですか。それから、あと今回震災の影響もございまして、その他補助金ということで宮城県と防衛施設周辺整備

局のこの2団体だけになりまして40万というふうになってございますが、前年度でございますと文化庁等のございまして189万ぐらいの補助金をいただいていたわけでございます。さらに、諸収入部分におきましても看板作成手数料とかちょっと前年並みとはいきませんでちょっと約半分ぐらいというような金額になりまして、そういう収入の状況から今回こういう決算になったわけでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

生活センターその他そういった災害復旧ということが名目なんで一応10%の上乗せというふうなことは理解いたしました。今回の場合はたまたま落合地区ということで措置はしているわけなんです、それ以外に、例えばこういった集会施設が修繕を要するものとかそういった施設というものは他の地区ではないのかどうか。その点、もう一回お伺いしておきます。

それから、文化振興協会のほうなんです、今年度の場合は町の補助金が1,200万、これは当初予算で組んでおりますし、その他補助金というこの40万というものも、毎年この40万円というものも予定されるような金額でと考えてよろしいんですか。ということは、安定した財源がなければやはり健全なこういう文化振興のための働きというものが鈍ってくるのかなということの思いもあるもんですから、その辺も加えてご説明いただきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

今回の集会施設の維持の補助につきましては、落合財産区の補助金の集会施設維持補修事業というような形のもの4件でございました。他地

区のものにつきましては大きなものはありませんけれども、通常の維持修繕でもって対応しているものについては若干あるかと思うんですけれども、町のほうに特段震災によりましてというような形での申請あったものについてはございませんでした。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）
生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）
ただいまのご質問にお答え申し上げます。
宮城県及びこちらの防衛施設周辺整備協会等に働きかけをいたしまして、安定した財源、補助金を得られるように努力いたしたいと思っております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）
ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2番（浅野俊彦君）
では、6ページの2款7項電子計算費の中の電算管理運営費として225万円ほど計上されておまして、先週のご説明でありますと3名、臨時パンチャーを雇いますということでご説明をいただきましたが、具体的な作業の内容及び必要性、または必要となった経緯ございましたらご説明をお願いします。

議長（大須賀 啓君）
総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長（伊藤眞也君）
2款1項7目電子計算費の賃金ということでございます。今回3カ月分の臨時事務職員の賃金を計上したところでございます。今回は外国人登録法の改正に伴いまして電算システムを入れかえを今行っておりまして

るでございます。ただ、ほかの税務システムとかにつきましては現在のシステムで進む形にしておりますので、今は同時並行で古いやつと新しいやつと一緒に進んでるような形でございます。ちょっと単純に言いますと、業務が今までの一つのものとの旧のやつと二つあるということで、二つ入力しなければならないということでございまして、その分の入力について今回臨時事務補助金を3カ月雇用すると。そして、あと本格稼働が11月だったと思うんですが、それまでの間の3カ月間をその臨時事務補助員でそのデータ入力を行っていただくということで、現在そのシステム二つで間違いがないかどうかというものもございまして、その辺も確かめながらやっております、11月からは現在の住基システム、それを単独で動かすということで、その間のデータ入力事務をその臨時事務職員を雇って行うというものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）
確認でございますが、今回の補正予算にご提出されたわけですが、3カ月ということでありまして8、9、10の3カ月間ということによろしいでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかにございませんか。15番中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）
前者に関連することなんですけれども、6ページの一般管理費、職員手当等、先ほど説明によるとそういうイベントとか代替そのものの振りかえ休日をお願いしてるんだというお話でございました。本当に大変ご苦労さんだと思います。また、職員の皆様もやはりこういう災害なりこういう今年度みたいな大きな災害起きたときは、家族も投げ出して町のほうに勤務するというような体制は、恐らくこれは職員組合も関連する

んですけれども、やはりそういった中の時間外のこれまでの協議事項なりは定めてあるのかなと。逆に、昨年の3月11日以来、黒川地域消防組合のほうの賃金もそういう形の協力体制をとられましたが、今回の場合は丸々職員手当として計上なされておりますが、理事長でございますから、町の60%は地域行政も絡んでることですから、その辺の一定にしたお示しというものは町の執行部ではどのように考えてるんでしょうか。この3月2日、3日の2日間の167万。

議長 長 （大須賀 啓君）

中川君、ここは黒川行政でないですから、理事長でなくて町長に対して。

15番 （中川久男君）

大変失礼しました。そういうことで、そういう職員体制と職員組合のほうのこの時間外のこういう災害的なものがあつたときは特例としてどうなのか。その辺はお決まりになっているのかをお聞きしたい。

議長 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

大和町の場合、基本的には、先ほども申しましたとおり、働いた時間に対して支払うという義務といますかありますし、職員の皆さんにつきましては、それを対価として得るという権利がございます。そういった中ではございますけれども、前回の3.11、また常日ごろのいろんな事業のとき、そういったときもいろんな協力をもらっているということでございます。どういう決め方という、これについてはこうだという決め方はやっておりません。要するに、災害だったら半分代休で半分賃金でとかそういった決め方はやっておらない状況でございます、そのケース・バイ・ケースといますか、そのご協力をいただくということです。

それで、例えばこの間の3.11の場合ですと、職員も皆さん頑張っておりましたけれども、住民の皆様方にもいろんなご協力をもらった、ボラ

ンティアとか。また、皆さんご苦労もされたということで、職員の皆さんにご協力をお願いして議会でご決議いただきましたけれども、一部カットといいますが、中でのご協力をもらった経緯がございます。

それから、例えば夏まつり、そういうものにつきましても代休とかボランティアとか、1日はボランティアにしてるんですが、2日あった場合はボランティアにしてるんですが、そういう場合には当然夏まつりでも商工会の方とか一般住民の方とかいろいろな形でご協力をもらっているからボランティアでやろうとか、そういった形で、その事業なりその事態をいろいろその都度、その都度考慮して、町から提案する部分もありますし、その話し合いの中で決まる部分もあるんですけれども、そういった中で決定といいますが、内容については決めさせてもらっていません。

したがって、前もって予定してこうやるというようなものではなくて、予算化できちっとできるものとするものではなくて、もちろん災害とかは予定してないわけですからしてませんけれども、通常の事業等につきましてもお祭りとかのボランティアとか毎年やってるのはそういう形をお願いしてるところでございますけれども、ただそれは、さっきも言いましたけれども、こうやってこうしようと決定しているものではなくて、その都度、職員組合はございませんので、親睦会なり職員の方々にご理解をいただいた中でご協力をいただいていると。そして、事業とかだったら町民の皆さんと一緒に参加した形で進めようとかそういった形で、考え方で取り組んでおるといってございまして。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は可決されました。

日程第8「議案第48号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第8、議案第48号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第49号 平成24年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第49号 平成24年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第50号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第50号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第51号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第11、議案第51号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。町民課長高橋正治君。

町民課長 （高橋正治君）

議案第51号、24ページをお開き願いたいと思います。

趣旨といたしましては、外国人登録法が廃止されるに伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合規約の改正に当たり、地方自治法で関係地方自治体の協議を行う必要があり、その協議について関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、地方自治法第291条の3第1項及び第3項の規定により、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更するについて議会の議決を求めるものでございます。

25ページをお開き願います。

25ページは一部変更する規約でございます。

説明につきましては、別紙、規約の一部変更に関する説明資料でご説明したいと思います。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表第2は、規約第17条第1項第1号の市町村負担金に係る表でございます。

備考1中、「及び外国人登録原票人口に基づき、外国人登録原票に登録されている」を削り、同表、備考2項中、「及び外国人登録原票人口の合計」を削るものでございます。

議案書25ページ目にお戻りください。

経過措置といたしまして、平成24年度に係る関係市町村の負担金の額の算定まで、なお従前の例によるということでございます。

外国人登録でございますが、現在後期高齢者に該当する方は4名でござ

ざいます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、諮問第1号ということで、別冊の後刷りになりましたが議案書をお開きをいただきたいと思います。

諮問の第1号でございますが、人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、宮城県黒川郡大和町、
原 弘弥、生年月日、昭和 年 月 日でございます。

それでは、議案説明資料、別冊でございますがごらんいただきたいと思いますが、原 弘弥氏につきましての学歴、職歴等につきましては記載のとおりでございますのでごらんいただきたいと思います。

推薦の理由といたしまして、平成24年6月30日付で人権擁護委員佐藤京子氏が任期満了を迎えるところでございますが、本人より再任辞退の申し出がございました。後任の人権擁護委員として法務大臣にこの原弘弥さんを推薦いたしたく、今般議会の意見を求めるものでございます。

原氏につきましては、昭和52年から35年間、福祉の仕事に携われ、福祉を通して人権にもかかわってきており、在職中においては障害者の生活相談を担当するなど豊富な知識と人格から信望も厚く活躍してこられました。今後さらに地域に少しでもお役に立ちたいというお気持ちも持っておられますので、これまでの経験を生かしご活躍をいただける方として今回推薦いたしたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

午後2時22分 休憩

午後2時24分 再開

議長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見書のとおり適任と認める答申をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、お手元に配りましたとおり適任と認める答申をすることに決定しました。

日程第13「委発第1号 基地対策予算の増額等を求める意見書」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、委発第1号 基地対策予算の増額等を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務常任委員会委員長伊藤 勝君。

総務常任委員会委員長（伊藤 勝君）

委発第1号でございます。

基地対策予算の増額等を求める意見書をご説明させていただきます。

地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条3項の規定により提出するものであります。

この意見書は、同議会が加盟しております全国市議会議長会基地協議会からのご要請があったものでございます。

内容についてご説明いたします。

総務省所管の基地交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、平成元年以来3年ごとに増額をされてきており来年度が増額の年に当たります。しかし、来年度の政府予算編成に当たっては、我が国の危機的な財政状況を踏まえた財政再建を進める中、防衛省所管の基地周辺対策経費も含めた基地対策関係予算の所要額確保についても極めて厳しい現状にあります。そのために、基地対策関係予算の増額等を求める意見書を提出するものであります。

意見書の文面につきましては記載のとおりで省略させていただき、要望事項について朗読させていただきます。中段をごらんいただきます。

1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分に踏まえ、平成25年度の予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対

象施設及び範囲の拡大等の適用基準の更なる緩和を図ること。

この意見書の提出先は、衆参両議員議長ほかここに記載されておりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書が可決されましたが、字句その他の整理を要するものについては、議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、字句その他の整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

日程第14「委発第2号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、委発第2号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。社会文教常任委員会委員

長中川久男君。

社会文教常任委員会委員長（中川久男君）

それでは、委発第2号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書（案）についてをご説明させていただきます。

ついては、お手元に配付のとおりでございますが、この件に関しては、去る5月15日付で宮城県保険医協会よりの陳情書が提出されているところであります。それに基づいた意見書を提出するものであります。

東日本大震災で大きな被害を受けた被災者に対する医療機関での窓口負担の免除の取り扱いについては、延長されたとはいえ、本年9月末までと期限されております。被災地におきましては、依然として雇用確保、生活再建が進まない中で、被災者の体調不良や持病悪化、慢性化しており、自己負担の免除期間が限られている状態では安心して医療にかかれるとは言いがたい状況であります。また、震災からの復興には長い期間を要するとともに、被災者の仮設住宅での生活が長期化することによって健康の悪化が懸念されるところであります。

このようなことから、社会文教常任委員会としても、国に特別な措置として生活再建に至らない被災者の一部負担免除の期間をさらに継続することを求める意見書の提出が必要であるとの判断に至りましたので、よろしく願いをいたします。

なお、意見書の文面につきましては記載のとおりであり省略をさせていただきますが、提出先につきましては、衆参両議員のほか記載のとおりでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書が可決されましたが、字句その他の整理を要するものについては、議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、字句その他の整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

日程第15「所管事務調査の申し出について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の調査の申し出があります。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時34分 閉 会